

けやき台自治会会則

けやき台自治会は、けやき台の区域に居住する住民の連合体で構成され、住民による民主的な街づくりを目的とする自発的な住民自治組織である。自治会運営の方法は、自主・民主・公開の三原則に基づかねばならない。

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、けやき台自治会（以下「本会」という。）と称する。

(区域)

第2条 本会は、三田市けやき台を区域とする。

(事務所の所在地)

第3条 本会は、事務所を三田市けやき台3丁目63番地2けやき台コミュニティハウス内に置く。

(目的)

第4条 本会は、会員相互の親睦と福祉及び健康の増進を図り、明るく住みよい地域社会づくりを推進することを目的とする。

第2章 会員

(会員)

第5条 第2条に定める区域に住所を有する個人は会員となることができる。

2 第2条に定める区域において事業等を営む法人、団体及び個人並びにその他役員会において認められた者については賛助会員となることができる。

(会費)

第6条 会費は、1戸当たり月額400円とし、4月から翌年3月までの1年分をまとめて5月に班長が集金し、本会事務局会計部へ納入する。ただし、会員の要望があるときは、6箇月分を2回に分割して5月と10月に納入することができる。

2 年度（第35条に規定する事業年度の期間をいう。）の途中で入会した場合の会費は、入会月の翌月分から納入する。

3 一の住戸に属する会員全員が転居等の理由により本会を退会したときは、退会届を提出した日の属する月の翌月分以降の納入済会費は、これを返還する。

4 賛助会員は、役員会の議決を経て別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、入会の申込があった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。
- 3 賛助会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

(退会等)

第8条 会員は、次のいずれかに該当する場合に、退会する。

- (1) 第2条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
 - (2) 会員が別に定める退会届を会長に提出した場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 事業及び組織

(事業内容)

第9条 本会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図ること。
- (2) 環境衛生に関すること。
- (3) 防火、防犯、防災に関すること。
- (4) コミュニティハウスの維持、管理及び運営に関すること。
- (5) 体育振興に関すること。
- (6) 福祉増進に関すること。
- (7) 緑化推進に関すること。
- (8) 広報に関すること。
- (9) 前各号に定めるもののほか、明るく住みよい地域社会を作るために必要な業務に関すること。

(局及び部の設置)

第10条 本会は、前条の事業を行うため、次に掲げる局及び部を設置する。

- (1) 事務局（総務部、会計部）
- (2) 広報部
- (3) 環境美化部
- (4) 防災防犯部
- (5) 文化活動部
- (6) スポーツ振興部

2 前項の局、部の業務については、特定の事業を行うため、役員会の承認により専門委員会等を設置することができる。

(地区・班)

第11条 けやき台の区域を別表第1のとおり区分し、それぞれの地区に地区委員長及び地区副委員長を各々1名を置く。

2 前項の地区を更に適宜な会員数の班に区分し、それぞれの班に班長、副班長を各々1名置く。

3 前各項の編成等は、役員会の議決を経て変更することができる。

(班長・副班長の選出と任期)

第12条 次年度の班長・副班長の選出は、次に掲げる方法によるものを標準モデルとする。但し、班長及び担当地区委員長の協議により、標準モデルによらずに選出することができる。

- (1) 各班の自治会員の中から、世話役2名を輪番により選出する。ただし、健康上の理由などで、業務遂行ができないと思われる世帯については、班長及び担当地区委員長が協議して、免除するか、あるいは次々年度以降に変更して選出するものとする。
- (2) 班で選出した2名の世話役のうち1名を班長、もう1名を副班長とする。
- (3) 班長に選出された世話役の任期は1年とする。
- (4) 副班長に選出された世話役の任期は2年とし、2年目は班長となる。
- (5) 役員を担当した者は、次回の班長・副班長を免除することができる。

2 班長・副班長の任期中に欠員が生じたときは、補充する。

(班長及び副班長の職務)

第13条 班長は、各班の会員の意向を本会の運営に反映させるとともに本会のいずれかの部に所属し、所属する部及び本会の運営に参画する。

2 副班長は、班長の補佐をする。

第4章 役員等

(役員)

第14条 本会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 地区委員長 各地区1名(副会長を兼任する。)
- (3) 事務局長 1名
- (4) 部長 各部毎に1名
- (5) 監査役 2名
- (6) 相談役 1名 必要に応じ、当該前年度役員会が選出する。
- (7) 参与 必要により会長が委嘱し、業務内容・期間等は委嘱状を発行し明記する。

(役員職務)

第15条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、地区委員長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
- 3 地区委員長は、地区委員会の運営に参画し、会務を執行すると共に各地区の意向を役員会へ報告する。
- 4 事務局長は、事務局を総括すると共に、会業務の一切を掌握し自治会の運営を円滑に行うよう努める。
- 5 総務部長は事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は事務局長が欠けたときはその職務

を代行する。

- 6 部長は、部を代表し部の業務を行う。
- 7 監査役は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査し、その結果を総会に報告すること。
 - (2) 本会の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 役員会に出席し、必要に応じ意見を述べること。
- 8 相談役は、会議に出席して意見を述べ若しくは助言をすることができる。
- 9 参与は、会長からの委嘱された業務に対して適宜参画する。

(副部長)

第 16 条 各部に副部長を若干名置く。

- 2 副部長は、各部の部員の中から選出する。なお、副部長は、班長を兼任する。

第5章 会議

(会議)

第 17 条 本会の会議は、総会、役員会、地区委員会及び部会とする。

(総会の構成等)

第 18 条 本会の総会は、定期総会及び臨時総会とし、会員をもって構成する。

- 2 総会の出席者は、1の住戸を代表する会員（以下「代表会員」という。）とする。
- 3 会長は、代表会員以外の会員が総会の出席を希望する場合は、これを拒んではならない。
- 4 定期総会は、毎年度決算終了後2箇月以内に開催する。
- 5 総会は、代表会員の過半数の出席により成立する。ただし、止むを得ない事情で出席できない代表会員は、委任状の提出により出席したものとみなす。
- 6 総会の議長は、その総会において出席した代表会員の中から選出する。
- 7 総会の議事は、会則の改廃等別に定めのある場合を除き出席した代表会員の過半数の賛成により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 定期総会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 活動報告及び決算報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 活動計画及び予算の承認
 - (4) 役員承認
 - (5) 会則の改廃
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、役員会において重要であると判断した事項

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、審議経過書と次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成

しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席数
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

(臨時総会)

第20条 臨時総会は、会長が必要と認めた場合、または代表会員の10分の1以上の請求があった場合に開催する。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において各1個の表決権を有する。

2 賛助会員は、表決権を有しない。

(役員会)

第22条 役員会は、第14条の役員(監査役および参与を除く。以下この条において同じ。)で構成する。

2 役員会は、総会で決定した活動計画を円滑に推進するため、原則として月1回以上開催するものとし、会長が召集する。

3 役員会は、役員定数の3分の2以上の出席をもって成立し、議決を要する案件は出席役員の過半数の賛成により決定する。なお、可否同数のときは会長がこれを決定する。

4 至急に議決を要する案件が発生し、かつ役員会の招集が困難な場合、役員全員の同意を得た上で書面または電磁的記録により議決を行い、議決事項は役員会での決議事項と同等とみなす。

5 役員会の議長は、会長が指名した役員がこれに当たる。

(地区委員会)

第23条 地区委員会は、原則として月1回開くものとする。

2 地区委員会は、各地区の要望・問題点を討議する場として班長で構成され議事進行は、地区委員長が行う。

(部会)

第24条 部会は、各部の業務を円滑に遂行するために討議する場であり、所属部員により構成され、各部長が議事進行する。

第6章 役員等の選出

(役員選出方法)

第25条 本会の役員の選出方法は、役員会の議決を経て別に定める。

(役員の選出)

第26条 役員の選出は、前条の規定に基づき行い役員会においてこれを決定し、総会の承認を受けなければならない。

(役員任期)

第27条 会長、地区委員長及び事務局長の任期は原則2年とし、再任は妨げないが、4年を限度とする。

2 前項に規定する役員以外の役員の任期は1年とする。ただし、4年を限度として再任することを妨げない。

3 欠員補充により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第29条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第30条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(経費の支弁)

第31条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

2 会員には、別に定める慶弔金を支払うことができる。

3 役員及び役員から指示を受けた会員が会務を執行するにあたり要した交通費等の費用については、これを支払うことができる。

4 役員には、通信事務費を支払うことができる。

5 前各項の費用の額については、役員会の議決を経て別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第32条 本会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定める。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び収支決算)

第33条 本会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後、その年度末の財産目録とともに、監査役の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第35条 この会則は、総会において出席した代表会員の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産処分)

第36条 本会が総会の議決に基づいて解散をする場合は、出席した代表会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て、この会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第9章 特別会計

(けやき台夏祭り特別会計)

第37条 夏祭り運営諸経費は、自治会費および寄付金等をもって充てる特別会計とする。また、年度ごとに会計監査を受け総会に会計報告をしなければならない。

第10章 自主防災会

第38条 本会は、第4条の目的に則り、自主的な防災活動を行い地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図るため、自主防災会を設置する。

2 自主防災会の組織・活動等に関する定めについては、役員会の議決を経て別に定める。

第11章 コミュニティハウスの管理、運営

(コミュニティハウスの維持等)

第39条 けやき台コミュニティハウスの維持、管理及び運営については、役員会の議決を経て別に定める。

第12章 雑 則

(書類及び帳簿等の備え付け)

第40条 本会は、その事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 規約類
- (2) 認可に関する書類
- (3) 役員に関する書類(役員名簿)
- (4) 会員に関する書類(会員名簿)
- (5) 会議議事録
- (6) 資産台帳
- (7) 収入及び支出に関する帳簿及びその証拠書類
- (8) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
- (9) 事業計画書及び予算書
- (10) その他必要な書類及び帳簿

(見舞い金・弔慰金)

第41条 会員が自治会活動中の不慮の事故、又は居住する家屋が火災(半焼、全焼)による被害があったときは、役員会において協議のうえ、見舞い金20,000円を限度として贈ることができる。

2 会員が死亡(同居の親族を含む。)したときは、弔慰金10,000円と弔慰金一対またはこれに準ずるものを贈る。但し、死去されてから一年以内を限度とする。

(委任)

第42条 この会則の施行に関し必要な事項は、役員会がこれを定めまたは変更することができる。

(報告)

第43条 会長は、役員会の議決を経て規則、細則等を定めたときは、すみやかに会員に報告しなければならない。

付 則

第1 この会則は、平成22年4月25日から施行する。

第2 けやき台自治会会則(平成4年4月1日制定)は、平成22年4月25日をもって廃止する。ただし、会則第16条の規定により定められたコミュニティハウス運営細則及び第28条の規定により定められた車両取扱規程については、次に改正されるまでの間、なお、その効力を有する。

付 則

この会則は、平成 24 年 4 月 22 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 25 年 4 月 28 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 26 年 4 月 27 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 29 年 4 月 23 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 30 年 4 月 22 日から施行する。

別表第 1

3丁目 A地区	3丁目 B地区	4丁目 A地区	4丁目 B地区	5丁目 A地区	5丁目 B地区	6丁目 A地区	6丁目 B地区
1~32	33~78	1~26 30、36	27~29 31~35 37~56	1~23	25	1~14	15~34